

## 「若狭高濱 堂々地のもん」ロゴマーク使用管理要領

### 【目的】

第1条 この要領は、「若狭高濱 堂々地のもん」ロゴマーク（以下「本マーク」という）を適正かつ効果的に活用することにより、高浜町の製品のレベルアップを図るとともに、高浜町のイメージアップにつなげることを目的に本マークの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 【若狭高濱 堂々地のもんの定義と対象品目】

第2条 若狭高濱 堂々地のもん（以下、「堂々地のもん」という）とは、別紙1のとおり、高浜町内の農林水産業者が、高浜町域で栽培・生産した農産物、畜産物、林産物、若狭湾で採取され高浜町域の港に水揚げされる水産物、高浜町域の内水面で生産・採取される水産物（以下「一次産品」という）及び高浜町内の事業者が製造し、以下のいずれかの条件を満たす加工品とする。

- ア 製品の主とする原料が若狭産であること。若狭産とは、おおよそ、若狭（小浜市、美浜町、若狭町、おおい町、高浜町）と舞鶴市を加えた、若狭湾を囲む一体的な海域と陸域を含む地域で収穫等された産品とする。
- イ 製造工程の概ね1/2以上が高浜町内であること。
- ウ 高浜町の地域性や物語性を表現していること

### 【権利】

第3条 本マークは、別紙2に掲げるものとする。色彩は、原則として別紙2に掲げる多色表示のほか、単色表示（白黒表示）でも使用できるものとする。

- 2 本マークの権利は、高浜町が所有する。
- 3 本マークは、無断で使用してはならない。
- 4 本マークと誤認される類似の文字及び図形によるロゴマークの使用をしてはならない。

### 【使用の許可】

第4条 本マークの使用を希望する者は、堂々地のもんロゴマーク使用許可申請書（様式1号）（以下「申請書」という）を高浜町長あて提出しなければならない。

- 2 高浜町は、申請書の記載内容及び添付資料を審査の上、適当であると認められる場合は、これを許可し、堂々地のもんマーク使用許可証（様式3号）を交付するものとする。ただし、高浜町は、本マークの使用許可に際し、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 使用者の申請情報については、原則として町ホームページで公開するものとし、その詳細は別に定める。
- 4 使用者は、申請情報に変更が生じた場合は、すみやかにその内容を届け出る（様式1号）ものとする。

### 【使用期間】

第5条 本マークの使用期間は、前条による使用許可証の交付日から2年が経過した後の年度末までとする。なお、使用を中止する場合は、使用者はすみやかにその内容を届け出るものとする。

### 【使用許可申請の省略】

第6条 国、地方公共団体が本マークの使用目的に沿った普及活動を行う場合は、第4条の規定による手続きを省略し、本マークを使用することができるものとする。

2 第13条に規定する高浜ブランド戦略推進委員会会員のうち事業者組織（下部組織含む）（別紙3）に所属する事業者が、第2条に規定する対象品目について、第8条第2項に基づき本マークを使用する場合は、当事業者組織への使用許可をもって第4条の規定による手続きを省略し、本マークを使用することができるものとする。

### 【本マークの権限】

第7条 使用者（第6条の規定により許可されたものと見なされる者を含む）は、無償で本マークを使用できるものとする（以下この権限を「使用権限」という。）

2 使用権限を有する者は、関係法規を遵守するとともに、本マークの機能を損なうまたは権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

3 使用権限を有する者は、他人にこの権限を譲渡することはできない

### 【本マークの表示条件及び表示方法】

第8条 本マークは、第2条に規定する対象品目でなければ表示してはならない

2 本マークは、使用者の区分により次のとおり使用できるものとする。

- ア 農林水産業者・食品加工業者（他事業者に委託して製造する者を含む）による使用
  - ・前項に規定される商品及び当該商品を収容する容器又は包装紙（以下「商品等」という）への表示（シールに印刷し商品等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる）
  - ・使用者自らが生産・製造した第2条に規定する対象品目の販売場所・コーナー（直売所、堂々地のもんコーナー等）ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
  - ・堂々地のもんの普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示
- イ 販売業者による使用
  - ・第2条に規定する対象品目の販売場所・コーナー（直売所、堂々地のもんコーナー等）ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
- ウ 旅館・民宿業・飲食提供業者による使用
  - ・第2条に規定する対象品目を使用した料理店でのメニュー、ポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、店頭等でののぼり、看板等の宣伝資材への表示、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載

エ 堂々地のもんサポーターによる使用

- ・堂々地のもんを積極的に普及啓発を行う事業者（上記ア、イ、ウの区分で申請したものを除く）によるポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載

3 利益を得ることを目的として、前項による宣伝資材を販売してはならない。

【是正勧告】

第9条 以下の各号のいずれかに該当する場合は、町長は是正勧告を行うことができる。

- ア 使用者が本定めに寄らず、ロゴマークを濫用し、又は、堂々地のもんのプロモーションの趣旨が損なわれると認められる場合
- イ 使用者からの申請（変更）内容に虚偽があると認められた場合

【使用許可の取り消し】

第10条 以下の各号のいずれかに該当する場合は、町長はその使用を取り消すことができる。

- ア 使用者が第9条による是正勧告に従わない場合
- イ 使用者が第12条第1項による調査、指示等に従わない場合
- ウ 使用者が第12条第2項による報告の求めに従わない場合
- エ 使用者からの報告内容に問題があると認められる場合
- オ ロゴマークの使用が認められず、今後も使用すると認められない場合

【事故、苦情の処理】

第11条 本マークを使用した商品等又は役務に係る事故、苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない

- 2 前項に規定する事故等については、速やかに高浜町に報告しなければならない
- 3 第1項に規定する事故等については、高浜町はその責を負わないものとする。

【調査及び報告】

第12条 高浜町は、本マークの使用権限を有する者に対し、その使用に関し必要と認められる場合には、本マークに係る商品等又は役務内容を閲覧し、若しくは提出を求め、若しくは立ち入り等の調査を行う、又は指示をすることができるものとする。

- 2 本マークの使用権限を有する者は、高浜町から求められた場合には、様式2号によりその使用実態の報告を行わなければならない。

【高浜ブランド戦略推進委員会】

第13条 高浜町は第1条に定めた目的を達成するために高浜ブランド戦略推進委員会を設置することができる。また、委員会に係る必要な事項については別途定めるものとする。

- 2 高浜町はこの要領に規定する事項について高浜ブランド戦略推進委員会に相談することができる。

【その他】

第 14 条 この要領に定めるもののほか、本マークの使用管理につき必要な事項または疑義が生じた事項については、必要に応じ、高浜ブランド戦略推進委員会など関係者と協議の上、高浜町長が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

若狭高濱 堂々地のもんの定義と対象品目

「若狭高濱 堂々地のもん」は、高浜町の農林水産業者や加工業者がまごころを込めてつくった産品を応援するためのロゴマークです。対象品目は以下に示すとおりです。

	対象とする産品	品目例
一次産品	高浜町域で栽培される農産物	野菜、米、お茶類など
	高浜町域で生産される畜産物	牛、豚、鶏など
	若狭湾で採取され高浜町域の港に水揚げされる水産物	魚、貝、海藻など
	高浜町域の内水面で生産・採取された水産物	淡水魚など
	高浜町域で生産される林産物	しいたけ、炭、木材など
二次産品	高浜町内の事業者が製造し、以下のいずれかの条件を満たす加工品とする。 ア 産品の主とする原料が若狭産であること。若狭産とは、おおよそ、若狭（小浜市、美浜町、若狭町、おおい町、高浜町）と舞鶴市を加えた、若狭湾を囲む一体的な海域と陸域を含む地域で収穫等された産品とする。 イ 製造工程の概ね 1/2 以上が高浜町内であること。 ウ 高浜町の地域性や物語性を表現していること。	総菜、菓子類、酒類など

産地表示は、JAS 法の規定を準用する。

(別紙2)

1 若狭高濱 堂々地のもんロゴマーク



2 カラー表示

カラー印刷の場合は必ずカラーマニュアルの定める色に沿って印刷すること。ただし、用途・素材等によって若干の濃度変更は差し支えない。



カラー

菱形の短形をみざらし色とする。

[プロセスカラーの場合] M13%+Y40%+BL15%

[特色・単色の場合] DIC-F112(みざらし色)

カラー











「若狭高濱」と「堂々地のもん」のロゴ

[プロセスカラーの場合] C15%+M15%+Y15% + BL100%

[特色・単色の場合] DIC-F132(石墨色)

## カラー

「若狭高濱」の落款は5色展開とする。

[プロセスカラーの場合]	C30%+M100%+Y100%		
[特色・単色の場合]	DIC-305		
[プロセスカラーの場合]	C15%+M60%+Y100%		
[特色・単色の場合]	DIC-2292		
[プロセスカラーの場合]	C75%+M55%+Y100%		
[特色・単色の場合]	DIC-N820		
[プロセスカラーの場合]	C80%+M73%+Y25%		
[特色・単色の場合]	DIC-2397		
[プロセスカラーの場合]	C15%+M15%+Y15%+BL100%		
[特色・単色の場合]	DIC-F132		

### 3 単色表示（モノクロ）

原則として印刷条件の関係でカラー表現が出来ない場合に使用する。さらに網版使用が出来ない場合は、マーク、ロゴ共にスミ100%で表現してもかまわない。



#### 4 別に定める禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示しないこと。

- ・ 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語(品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
- ・ 商品の名称、原材料名、原料原産地名、内容量等の表示事項の内容と矛盾する用語
- ・ その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示。また、他のイラストやデザインと本ロゴマークを組み合わせることでロゴマークを改変しないこと

(別紙3)

高浜ブランド戦略推進委員会会員の事業者組織

若狭高浜漁業協同組合

若狭農業協同組合 高浜支店

若狭高浜観光協会

高浜町商工会

高浜市場きな－れ管理運営組合

(様式1号)

「若狭高濱 堂々地のもん」ロゴマーク使用許可(変更)申請書

平成 年 月 日

高浜町長 様

名称及び代表者名 印

堂々地のもんロゴマークの使用に当たり、堂々地のもんロゴマーク使用管理要領(平成22年月 日制定)の規定に基づき、特に食品表示等について JAS 法や食品衛生法などの法令を遵守した上で、使用許可を(変更)申請します。

記

申請者

名称(団体名等)	(参加者数 人:生産者団体の場合)
代表者役職・氏名	
連絡先(職・担当者氏名)	
住所	(郵便番号)
電話番号	
E-mail	@

取組内容(該当項目 にチェック)

1)農林水産業者・食品加工業者、販売事業者、飲食提供業者(料理店)

農畜水産物および加工食品の製造・販売

農林水産物の販売	(品目・販売時期)
加工食品の販売	(品名・販売時期)
加工食品の製造	(品名・製造予定数量)
実施内容の概要	販売店名 場所・連絡先 堂々地のもんの仕入先 加工食品のみ記入 PRの内容

飲食料品の提供

使用品名・提供期間	
実施内容の概要	飲食店名: 場所・連絡先 堂々地のもんの仕入先 加工食品のみ記入 PRの内容



2)堂々地のもんサポーター（上記1）以外の事業者

広報利用内容

広報内容

申請情報の公表（ にチェック）

上記申請情報（ロゴマークの使用状況を確認できる写真等も含む。代表者氏名、担当者氏名、仕入先は除く）を公開（町ホームページに掲載）することに同意します。

（公開に支障がある場合の理由：）

添付資料

ロゴマークの使用状況が確認できるレイアウト図・写真等

申請時に添付できない場合は、後日速やかに、（様式2号）を参考に掲載物の写真等をお送りください。

申請の有効期限は、申請より2年後の年度末までです。申請情報の変更、又取り消しを希望する場合は、速やかにその内容をお届けください。

(様式2号)

「若狭高濱 堂々地のもん」ロゴマーク使用状況報告書

平成 年 月 日

高浜町長 様

住所

名称

代表者名

印

「若狭高濱 堂々地のもん」ロゴマーク使用管理要領による報告を下記のとおり行います。

記

使用者名	
取組内容（扱い品目等）	
使用期間	
実施内容の概要	販売店名・使用者名 場所・連絡先 若狭高濱 堂々地のもんの仕入先 PRの内容（ロゴマークの使用内容）
その他	

ロゴマークを使用した掲載物の原本、又は使用状況が確認できる写真等を添付してください。

(様式3号)

「若狭高濱 堂々地のもん」ロゴマーク使用許可証

平成 年 月 日

(申請者氏名) 様

高浜町長

平成 年 月 日付けで使用許可申請のあったマークについては、下記のとおり許可します。  
なお、マークの使用にあたっては「堂々地のもんロゴマーク使用管理要領」並びに関係法規の遵守をお願いします。

記

- 1 使用許可番号： 第 号
- 2 使用対象等：
- 3 使用期限：平成 年3月31日